

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」により安心してリフォームを行うことができる環境を整備

国土交通省住宅局住宅生産課

住宅リフォーム事業の健全な発達および消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、国土交通省告示に基づく住宅リフォーム事業者団体登録制度を実施しています（告示公布・施行平成26年9月1日）。

平成30年9月1日現在の登録は、下記11団体です。

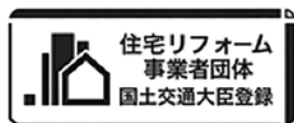
- 一般社団法人マンション計画修繕施工協会
- 一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会
- 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合
- 一般社団法人リノベーション協議会
- 一般社団法人ベターライフリフォーム協会
- 一般社団法人日本塗装工業会
- 一般社団法人リフォームパートナー協議会
- 一般社団法人全建総連リフォーム協会
- 一般社団法人住生活リフォーム推進協会
- 一般社団法人JBN・全国工務店協会
- 一般社団法人住宅リフォーム推進サポート協議会

環境の整備を図ることを目的に「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を創設しました。

制度の内容

住宅リフォーム事業者団体は、告示およびガイドラインの定めるところにより、国土交通省に備える住宅リフォーム事業者団体登録簿に登録を受けることができます。

また、登録住宅リフォーム事業者団体およびその構成員は、以下のロゴマークを使用できます。構成員が使用する場合は、所属する登録住宅リフォーム事業者団体の名称が併記されます。



ロゴマーク

背景・目的

リフォーム事業はさまざまな事業者が担っており、工事内容や技術も高度化・多様化しています。一方で、消費者にとっては、事業者の技術力・価格相場等がわかりにくい、気軽に相談できるところが少ない・知られていない、といった課題があります。このため、消費者が安心してリフォーム工事を依頼できる環境の整備、事業者の技術力など資質の向上が求められています。そこで、住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保および消費者への情報提供や相談対応を行うなど一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録することにより、住宅リフォーム事業の健全な発達および消費者が安心してリフォームを行うことができる

1. 対象となる団体

- 一般社団法人または中小企業等協同組合等
- 2都道府県以上を事業範囲とする（会員の主たる事業所の所在地が2都道府県以上）
- 概ね100社以上のリフォーム事業者を主たる構成員とする
- 設立後2年を経過（設立前の任意団体で一定の業務実績がある場合はそれらの実績を勘案。ただし、設立後1年以上）

2. 団体の登録要件

(1) 共通要件

- 団体の財務状況が健全であること（例：債務超過または2年連続赤字でないこと）

構成員の要件

工事の内容	法人の保有資格
マンション共用部分修繕部門	建設業許可
構造・防水工事を含む戸建て住宅リフォーム	建設業許可、または常勤の建築士もしくは建築施工管理技士
内装・設備工事	建設業許可、または常勤の建築士、 建築施工管理技士そのほかの資格者

- ・会員の業務に関する消費者相談窓口を設けていること
- ・会員を対象とした研修等の人材育成の仕組みを有していること等

(2) 構成員の要件

- ・実施する工事の内容に応じた必要な知識および技術を有すること（原則上表の資格など）

※一定額とは、戸建て住宅の場合、500万円以下で団体の定める額。マンション共用部分の場合、100万円×戸数または1億円の低い方の額以下で、団体の定める額。

3. 登録住宅リフォーム事業者団体の構成員による個別の工事について

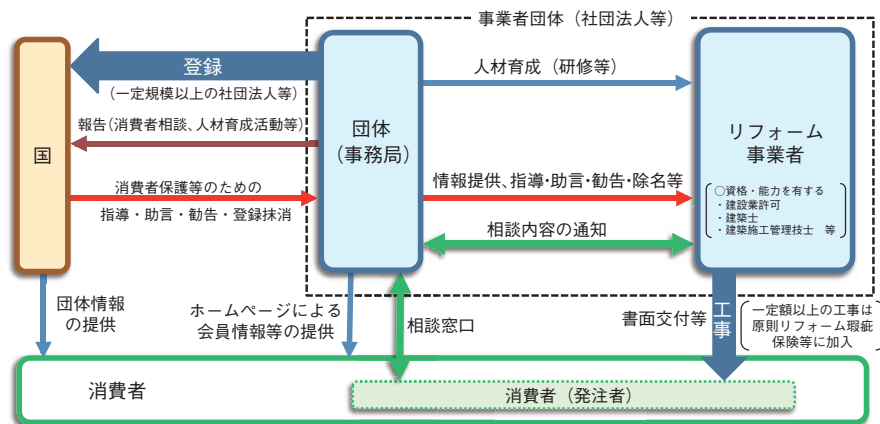
次に掲げる事項を遵守し、団体は構成員へ必要な指導、助言、勧告等を行うこととします。

- ・見積り、契約時の書面の交付
- ・一定額※以上の工事についてリフォーム瑕疵保険・大規模修繕瑕疵保険の加入（注文者が予め書面で不要の意思表示をしている場合を除く）等

4. 最近の取り組み

現在、登録団体については、（一社）住宅リフォーム推進協会を中心として、事業者団体登録制度登録団体連絡会議を設け、定期的に情報交換・交流を図っています。

こうした取り組みを通じて、各団体における会員に対する研修事業による研鑽、消費者への情報提供や相談対応のレベルアップ等が図られることが期待されます。



制度のイメージ